

衛星通信における市場競争と公共性： インテルサットの歴史から

小塚莊一郎
(学習院大学)

Intelsatの歴史

- 1964 暫定的制度としてのIntelsat
 - 政府間の暫定的協定と各国が指定する電気通信事業者間の特別協定の二重構造
 - 各国の通信事業体に対して通信サービスを卸提供(carrier's carrier)
 - 共同出資者間のジョイント・ベンチャー／コンソーシアム(それ自体には法人格がない)
 - 米国COMSATが主宰者(manager)、日本からはKDDを指定
 - 各指定事業体に対して国際通信量に応じた「持分」を割り当て、持ち分に応じて費用を負担
 - 創設当初は11ヶ国→1969年2月には83ヶ国

Intelsatの歴史

- 1971 Intelsat恒久協定成立
 - 政府間の恒久協定と署名当事者間の運用協定の二重構造
 - 「署名当事者」は政府自身(欧州の場合)又は各国に指定された電気通信事業者(米国COMSAT、日本KDD)
 - 締約国総会、署名当事者総会は一国一票。理事会は通信業務利用率に応じて投票率を割り当て(費用の負担率と基準がやや異なる)。
 - 締約国間、及び締約国とIntelsatの間の紛争につき強制仲裁手続
- 1973.2.12 恒久協定発効
 - 法人格を持つ国際組織としてのIntelsat成立
- 1979.1.1. 国際組織Intelsat完全稼働

Intelsatの発展と電気通信市場の自由化

- 恒久協定上、国際的な独占的地位を予定(「単一の国際商業衛星通信組織」)
 - Intelsatメンバーは、他の国際衛星通信システムに関与するときには、Intelsatに対する「重大な経済的影響」(significant economic harm)につき協議する義務
 - 実際には、「重大な影響」を認めて他のシステムへの参加を否定した事例なし
 - 1997、調整規定自体を廃止
- 1980年代～、国際的に電気通信の自由化
 - 1994 WTO設立、GATS成立
 - 1997 GATS第四議定書(基本電気通信合意)
 - 1998+2002、ITUで非国家構成員(Sector Member)の発言権拡大
 - 2000 米国でORBIT法成立(提案は1997から)

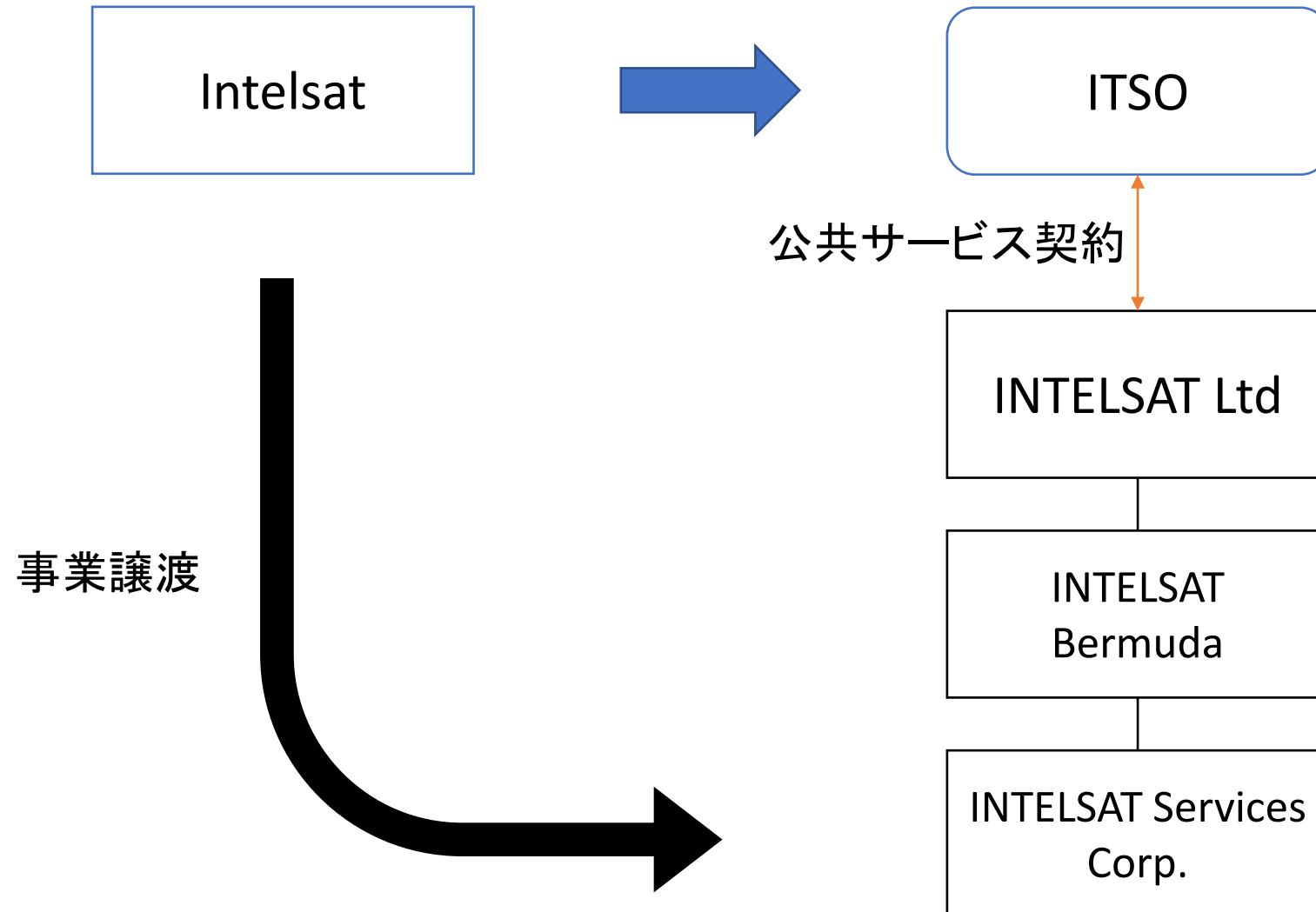
Intelsatの民営化

- 電気通信市場の自由化が進展する中で、Intelsat民営化の要請
 - 1990年代初め、BTによるIntelsat民営化提案
 - 1993、COMSATによる提案
- Intelsatは商業的サービスに進出することで対応
 - 1998、New Skies NVを子会社として設立(会社分割)、商業的活動に進出
- 2000、米国ORBIT法——Intelsatの国際組織としての特権廃止を要求
 - Intelsatが使用する周波数の多くは米国FCCからの免許

Intelsatの民営化

- 2001.7.18. Intelsatの事業及び資産をIntelsat Ltdに譲渡
 - 監督機関として国際組織International Telecommunications Satellite Organization (ITSO)を設立(存続期間12年間=2013年まで)
 - ITSOとIntelsat Ltdの間で公共サービス契約を締結
 - ITSOは、Intelsat Ltdによる公共サービス契約の履行と「中核的原則」の実現を確保(監督機能)
- 2004.11.30. 形式上の民営化完了
 - 同時期に、他の国際衛星通信組織も民営化
 - Intelsat
 - Inmarsat
 - Eutelsat

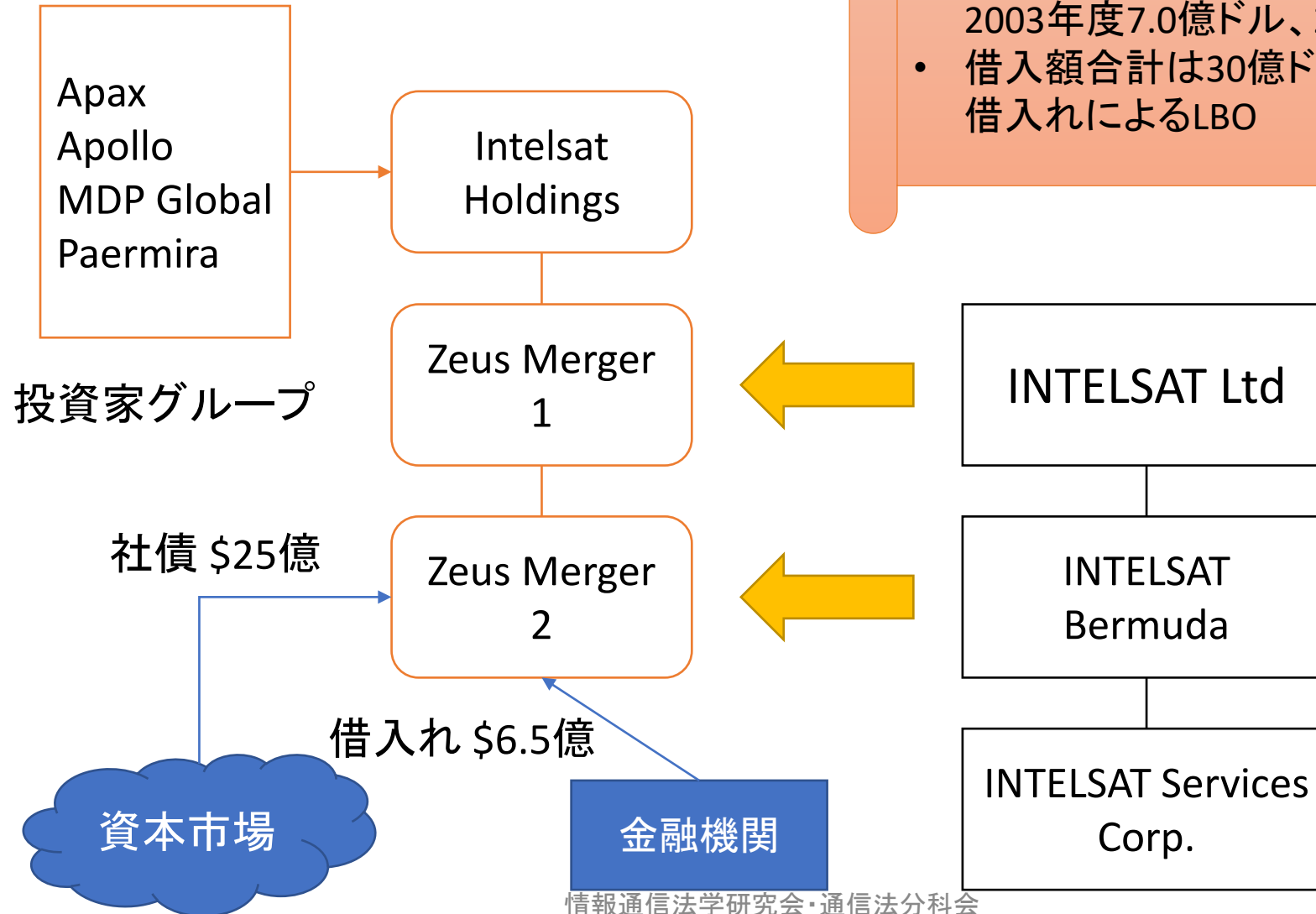
Intelsatの民営化 (2001)



Intelsatの買収

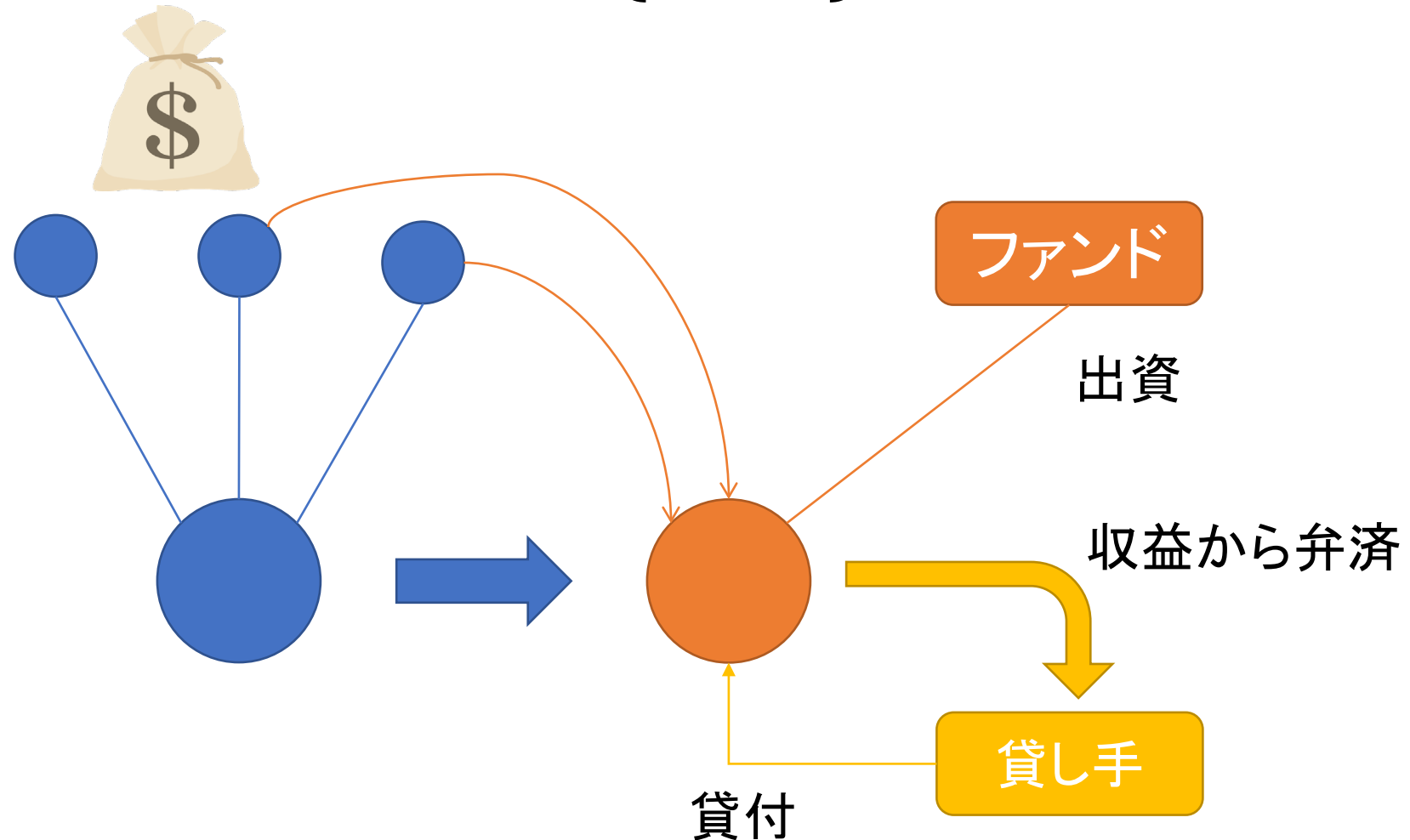
- 民営化時の予定
 - 恒久協定の当事国に対して、従来の「持分」に応じてIntelsat Ltdの株式を分配
 - すぐに株式を売却した国もあった
 - 米国ORBIT法により、株式の希薄化による「完全な民営化」義務
- 2004、株式希薄化に代えてファンド4社（が設立したZeus Holdings）による買収の提案
- 2005、米国FCCは買収によりORBIT法上の義務は履行されたことになると認定

IntelsatのLBO (2005)



- IntelsatのEBITDA: 2002年度7.2億ドル、2003年度7.0億ドル、2004年度5.8億ドル
- 借入額合計は30億ドル以上＝5倍近い借入れによるLBO

借入資金による買収 (LBO)



(対象会社の収益力が担保)

LBOの経済的意味

- Leveraged Buy Out: 借入れによるleverage
 - 買収後、借入れに対する弁済が毎年発生
→年々の収益が安定している必要性
 - 逆に、対象企業が新規の投資機会を持っていれば、借入れへの弁済に資金を使うことは非効率

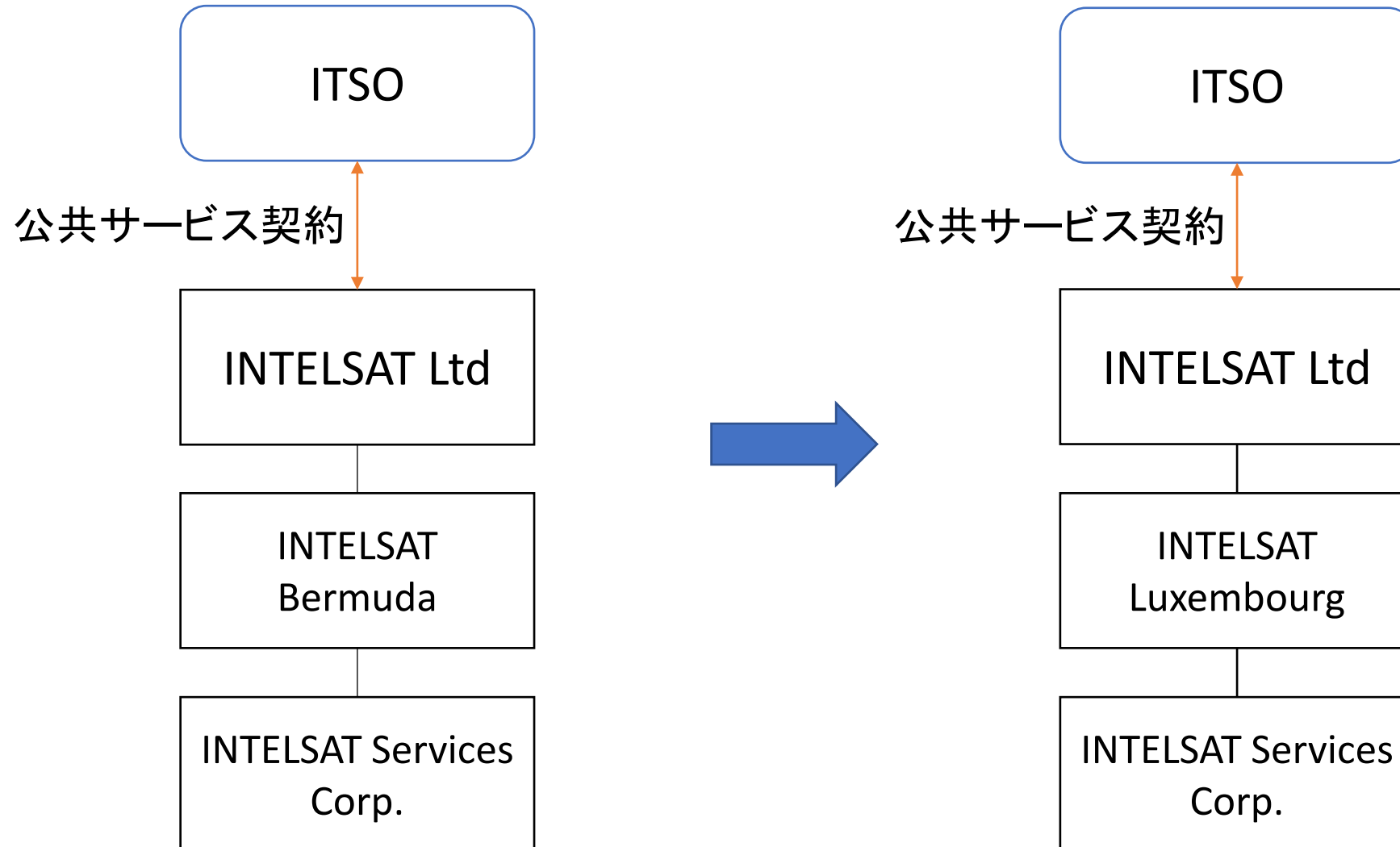
LBOの最適なターゲットはcash cow(キャッシュフローが安定的で、かつ成長の余地が小さい企業)

静止衛星事業
は条件に合致

その後のIntelsat

- 2008 新たな投資家グループに株式譲渡
 - Silverlake, BC Partners
 - 投資ファンドは5年以内の投資回収が原則
- 2009 持株会社がルクセンブルクに移動
- 2013.4. Intelsat 再上場 (IPO)
- 2013.5. senior note 20億ドル発行、既存債務の弁済へ
- 2020.5. Intelsat 米国でChapter 11申請
 - Chapter 11手続の開始に伴い、ITSOに対する資金の支払いを停止
 - しかし、GoGoの買収には破産裁判所の許可が出されている

現在のIntelsat



ITSO

- 2007 ITSO協定12条(c)新設(2017に発効)
 - Intelsatが破産申し立て等により公共サービスを停止した場合、公共サービス契約を締結する別の主体に対してその周波数を使用させる(notifying Partyとしての米国の義務)
- 2012年総会で2021年7月までのITSO協定延長に合意
- Capacity Building Program(American Univへの講座提供)等に取り組む
- 2020年に総会を開催してITSOの存続の要否につき決定する予定(COVID-19のため遅延している模様)
 - ITSO協定及び公共サービス契約にもとづくIntelsatの支払い義務履行をめぐり、Intelsatと係争中
 - ネット上の記事(advanced-television.com)によれば、ITSO側は、Intelsatとの合意により、毎年180万ドルの支払いを受ける権利ありと主張。Intelsatは、2021.6まで毎月5万ドルの支払いを申し出。

論点

- Intelsatの周波数は誰のものか？
 - ITSO協定締約国の「共同の財産」(Common Heritage frequency)——改正12条(c)に明記
 - Intelsat Ltdがnotifying Party(米国)を通じて許可を受けたもの——米国等の主張
 - FCCのIntelsatに対する周波数免許は「中核的原則」とのリンクが条件として付加されている？(2008免許条件修正)
- Intelsatの公共サービス提供義務は(米国通信市場の)公正競争条件を害しているか？
 - 破産手続の申立てにより公共サービス提供契約上の債務の履行は停止されるか
- 現状の衛星通信市場の下で(mega-constellation構想などに注意)、世界に衛星通信を普及させるという公共的目標をどのように達成すべきか？
 - 改正12条(c)が発効した状態で、従来の公共サービスの継続は政治的に困難
 - 途上国支援の枠組みとしてITSOを活用する可能性はあるのではないか？